

第4条第1項第14号の商標審査基準について

平成29年1月

1. 第17回商標審査基準ワーキンググループ（5月12日開催）における意見
 - (1) 現在の特許庁の運用では、例えばリンゴについて品種登録されているとき、登録品種名と同一又は類似の商標を指定商品「リンゴの果実」について出願された場合には、品種登録された名称と無関係の第三者が登録しうるため問題となる。本号の趣旨からすれば、少なくともリンゴの種苗と「リンゴの果実」は類似とすべきではないか。
 - (2) 商品・役務の類似については、必ずしも4条1項11号の類似と同じ趣旨に解する必要はなく、むしろ種苗法の趣旨を尊重したような類似の解釈をすることは十分あり得てよいと思う。
 - (3) 品種と商品の類否については、「リンゴ」に限らないことから、この場ではなくて別途全体的な見直しが必要なのではないか。いずれにしても、審査基準の見直しをしているこの場で、実際の審査でやっていない、近々すぐやる予定のないものを、この審査基準に書くというわけにもいかないだろうと思う。
 - (4) 種苗法の立法趣旨を付度するというのは賛成。ただ、これはかなり大きなテーマだと思うので、4条をずっとやっていくプロセスの中で、これを扱うのは今のところは無理と考える。

2. 農水省との連携に関する知的財産制度に関するワーキンググループ¹における検討

品種名称審査基準と類似商品役務審査基準における類似基準の相違については、複数回にわたり議論、検討が行われたものの、種苗法、商標法双方の法目的や保護法益の相違などから、一定の結論をみるには至らなかった。

3. 商標法と種苗法における条文と審査の相違点について

(1) 条文上の相違点

商標法

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

¹平成19年10月、農林水産省と経済産業省は、知的財産分野における連携を有機的に推進するために設置された「知的財産連携推進連絡会議」の下部組織として「知的財産権制度に関するワーキンググループ」を設置し、双方の審査基準等について検討を行ったところ。

十四 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

種苗法

第四条 品種登録は、品種登録出願に係る品種（以下「出願品種」という。）の名称が次の各号のいずれかに該当する場合には、受けることができない。

二 出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

三 出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

種苗法は、同一又は類似の登録商標がある場合に登録を認めない商品・役務として、①出願品種の種苗（2号）、②出願品種の種苗と類似の商品（2号）、③出願品種の種苗に関する役務（3号）、④出願品種の種苗と類似の商品に関する役務（3号）を対象としている。

一方で、商標法は、同一又は類似の品種登録名称がある場合に登録を認めない商品・役務として、①品種登録を受けた品種の種苗、②品種登録を受けた品種の種苗に類似する商品、③品種登録を受けた品種の種苗に類似する役務を対象としている。

このように、両法は、商品については条文上同一のものをその対象としているが、役務については条文上異なるものをその対象としている。

（2）審査運用上の相違点

商標の審査における類似商品・役務の範囲は、種苗を「種子類」（33C01）及び「苗・苗木」（33D01）とした上で、類似の範囲は4条1項11号と同様に類似商品・役務審査基準によっている。

一方で、品種名称の審査における類似の商品及び品種の種苗等に関する役務の範囲は、下記のとおりとなっている。なお、いわゆる小売等役務については、種苗についても収穫物についても、類似する役務とはされていない。

①種苗法4条1項2号

品種の種苗	類似する商品
稲の種子類及び苗	米
麦類及びえん麦の種子類	玄麦、米及び玄麦以外の穀物
米並びに麦類及びえん麦以外の穀物（あわ、きび、そば、とうもろこし、ひえ、もろこし）を生産物とする植物の種子類及び苗	米及び玄麦以外の穀物
豆（大豆、小豆、えんどう豆、いんげん豆、そら豆、落花生）を生産物とする植物の種子類及び苗	豆
未成熟豆（枝豆、未成熟のいんげん、未成熟のえんどう、未成熟のそら豆）を生産物とする植物の種子類及び苗	豆、野菜
野菜（きのこ類を含み、いちご、メロン、すいかを除く。）を生産物とする植物の種子類及び苗	野菜
砂糖きびの苗、てんさいの種子類	砂糖きび、てんさい
茶の苗	茶の葉
ホップの種子類及び苗	ホップ
果実（いちご、メロン、すいかを含む。）を生産物とする植物の種子類及び苗	果実
海そうの種子類	海そう類
牧草（芝及びめかぼを含む）の種子類及び苗	芝、牧草
草、花又は木の種子類及び苗	草、花、木

②種苗法4条1項3号

品種の種苗	種苗に関する役務
すべての植物の種子類及び苗	苗の仕立て （注）「苗の仕立て」には種子のコーティング等の加工、薬剤処理を含む。
草、花又は木の種子類及び苗	観賞植物の賃貸
野菜又は果実を生産する植物及び花の種子類及び苗	農産物の輸送

(3) 商標法3条1項3号との関係について

現行の商標審査の運用において、品種登録されている又は品種登録されていた名称について、指定商品を当該種苗の収穫物とする商標登録出願がされた場合（例えば、「稲」について品種登録されているときに、指定商品「米」について商標登録出願がされた場合）に4条1項14号の対象とならないものの、商品の「品質」を表すものとして3条1項3号が適用されるため、原則として登録されることはない。

また、収穫物だけでなく、当該種苗の収穫物を材料とする加工品について商標登録出願された場合（例えば、「稲」について品種登録されているときに、指定商品「おにぎり」について出願された場合）にも、3条1項3号が適用される²。

4. 今後の方向性

3. (3) のとおり、商標審査実務において、収穫物及び加工品については、3条1項3号が適用されることから、例えば、品種登録された品種名について、無関係の第三者が収穫物について商標登録してしまうといった問題は生じないものとする。

また、種苗法においては、登録品種や登録品種であった品種の種苗の名称を種苗の譲渡の際には使用する義務があり（種苗法22条）、商標法においては、商標権者は登録商標をその指定商品に使用する権利を専有することができる（商標法25条）とされていることから、種苗の品種の名称として使用できる標章について、両法は相互に調整規定を置いている。

しかしながら、上述したとおり、条文の文言上、一方に登録がある場合に他方が登録できないとされる範囲は異なっており、また、いわゆる小売等役務を含む役務との関係についての考え方が異なるなど、審査の運用又は基準における取扱いにおいてもその範囲は大きく異なっている。

以上のことから、14号の審査運用については、現行どおりとする。

以上

² なお、あらゆる加工品について3条1項3号が適用されているわけではない。